

長野県消費生活条例新旧対照表

改正案

目次
 第1章～第5章 略
 第6章 長野県消費生活センター (第31条—第36条)
 第7章～第10章 略
 附則
 第6章 長野県消費生活センター
 (設置)
 第31条 消費者安全法(平成21年法律第50号。以下この章において「法」という。)第10条第1項の規定により、長野県消費生活センター(以下この章において「センター」という。)を松本市に設置する。
第32条 削除
 (試験に合格した消費生活相談員の配置)
 第33条 センターには、法第10条の3第1項に規定する消費生活相談員資格試験に合格した者(不当景品類及び不当表示防止法等の一部を改正する等の法律(平成26年法律第71号)附則第3条の規定により合格した者とみなされた者を含む。)を消費生活相談員として置くよう努めなければならない。
 (指定消費生活相談員の配置)
 第34条 センターには、法第10条の4に規定する指定消費生活相談員を置くよう努めなければならない。
 (消費生活相談等の事務の実施により得られた情報の安全管理)
 第35条 センターは、法第8条第1項各号に掲げる事務の実施により得られた情報の漏えい、滅失又は毀損の防止その他情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。
 (運営の委任)
 第36条 この章に定めるもののほか、センターの運営について必要な事項は、知事が定める。
(削る)

現行

目次
 第1章～第5章 略
 第6章 消費生活センター (第31条—第36条)
 第7章～第10章 略
 附則
 第6章 消費生活センター
 (設置)
 第31条 消費者安全法(平成21年法律第50号。以下この章において「法」という。)第10条第1項の規定により、消費生活センターを設置する。
(名称、位置及び担当区域)
第32条 消費生活センターの名称、位置及び担当区域は、別表のとおりとする。
 (試験に合格した消費生活相談員の配置)
 第33条 消費生活センターには、法第10条の3第1項に規定する消費生活相談員資格試験に合格した者(不当景品類及び不当表示防止法等の一部を改正する等の法律(平成26年法律第71号)附則第3条の規定により合格した者とみなされた者を含む。)を消費生活相談員として置くよう努めなければならない。
 (指定消費生活相談員の配置)
 第34条 消費生活センターには、法第10条の4に規定する指定消費生活相談員を置くよう努めなければならない。
 (消費生活相談等の事務の実施により得られた情報の安全管理)
 第35条 消費生活センターは、法第8条第1項各号に掲げる事務の実施により得られた情報の漏えい、滅失又は毀損の防止その他情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。
 (運営の委任)
 第36条 この章に定めるもののほか、消費生活センターの運営について必要な事項は、知事が定める。
(別表) (第32条関係)

名称	位置	担当区域
長野県北信消費生活センター	長野市	長野市 須坂市 中野市 飯山市 千曲市 埴科郡 上高井郡 下高井郡 上水内郡 下水内郡
長野県中信消費生活センター	松本市	松本市 岡谷市 諏訪市 大町市 茅野市 塩尻市 安曇野市 諏訪郡 木曾郡 東筑摩郡 北安曇郡
長野県南信消費生活センター	飯田市	飯田市 伊那市 駒ヶ根市 上伊那郡 下伊那郡
長野県東信消費生活センター	上田市	上田市 小諸市 佐久市 東御市 南佐久郡 北佐久郡 小県郡